

令和3年第18回堺市教育委員会議事録

開催日	令和3年12月16日(木)
場所	市役所本館3階大会議室1
会議種類	定例会
教育長の報告	①いじめ重大事態に係る調査について
議案・報告	議案第38号 令和3年度堺市教育委員会表彰(教育功績の部)の被表彰者の決定について 議案第39号 堺市教育委員会職員の勤務時間等に関する規則の一部改正について 議案第40号 堺市教育委員会会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則の一部改正について 議案第41号 堺市立学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部改正について 議案第42号 全国学力・学習状況調査結果の取扱いについて
その他報告	①新型コロナウイルス感染症対策に対応した泊を伴う学校行事について
教育長	日渡円教育長
出席委員	河盛幹雄委員 宮本功委員 鈴木真由子委員 新谷奈津子委員 長田翼委員
事務局出席者	山崎久樹教育次長 松下廣伸教育監 橘健一理事 中山真裕美教委総務部長 長山秀基教職員人事部長 江戸善信学校教育部長 藤本慎也教育センター所長 橋本宏司教委総務課長 樋口信征教職員企画課長 渡邊耕太能力開発課長 山田美佐学校総務課長 富岡重幸学校教育部参事 桑田裕介学校指導課長 中達和枝生徒指導課長 永木里恵教育政策課長 至田義朋教育政策課長補佐 木村久美子教育政策課企画係長
署名委員	鈴木真由子委員 新谷奈津子委員
開会宣言	午前10時
日渡円教育長	これより、令和3年第18回教育委員会を開会します。 本日は定例会です。 次に、教育政策課長補佐から諸般の報告をします。
至田義朋教育政策課長補佐	報告いたします。 本日の会議には、教育長及び全ての委員が出席されています。 また、事務局におきましても、案件に関係する理事者全員が出席しています。
日渡円教育長	これより本日の会議を開きます。 本日の議事録署名委員は、会議規則第17条第3項の規定によりまして、鈴木委員、新谷委員を指名します。 次に、先にお配りしました、令和3年第16回、第17回教育委員会会議録を承認することにご異議ございませんか。 異議なしと認めます。 議事録は承認されました。
日渡円教育長	はじめに、教育長の報告①「いじめの重大事態に係る調査について」私からご報告します。本件は、関係児童生徒のプライバシー保護の観点から、また日程第1「議案第38号 令和3年度堺市教育委員会表彰(教育功績の部)の被表彰者の決定について」は、審議内容に個人情報が含まれるため、秘密会とすることにご異議ありませんか。 ご異議なしと認めます。

	これより秘密会となります。
(教育長の報告①、議案第 38 号は秘密会)	
【教育長の報告①】	いじめの重大事態に係る調査について
【案 件】	日程第 1 議案第 38 号 令和 3 年度堺市教育委員会表彰（教育功績の部）の被表彰者の決定について
日渡田教育長	それでは、次の日程に入ります。日程につきましては、先にお示ししましたとおりですが、日程第 1 議案第 38 号 「令和 3 年度堺市教育委員会表彰の被表彰者の決定について」を議題とします。 提案理由について説明をしてください。
【説 明】 永木里恵教育政策課長	教育委員会表彰（教育功績の部）は、堺市教育委員会表彰規則に基づき、本市の教育の振興、または、発展に顕著な功績その他模範となる行為があった者を表彰するものです。本件は 11 月 16 日に開催いたしました表彰審査会において審査した被表彰候補者を被表彰者として決定することについて、ご審議いただくものです。 令和 3 年度堺市教育委員会表彰（教育功績の部）の被表彰候補者は、役員表彰 23 名、優秀教員表彰 2 名の計 25 名でございます。
日渡田教育長	説明が終わりました。本件につきまして、ご意見、ご質問ございませんか。
鈴木真由子委員	このような表彰対象になる方たちは相対的な評価ではないことは十分分かっておりますし、今回推薦された方たちに対して異論があるわけではないのですが、優秀教員の表彰数が少し少ないと感じ残念です。表彰の基準を推薦する方たちにわかりやすく提示すること、推薦書の提出期間に配慮すること、また、どういう教員が表彰されるのかという情報を周知する方法について、もう少し工夫の余地があるのではないかと思います。
永木教育政策課長	令和 3 年度の推薦を依頼する際、照会文の送付時に過去の具体的な受賞例も示すなどの工夫をしましたが、推薦が少なかったため、今後に向けて効果のある周知方法を検討します。
鈴木真由子委員	表彰に値する方たちが見逃されてしまっているのでしたら、それはとても残念なことですし、ロールモデルがきっちり示されることで、他の教員の励みにもなっていくと思うのでよろしくお願いします。
日渡田教育長	来年しっかりと担当者が学校に周知をして、多くの教員が、推薦されるようにしたいと思います。 他にございませんか。 では、ご意見、ご質問、異議なしと認めます。 本件につきましては、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。 ご異議なしと認めます。 本件は、原案のとおり可決されました。
【採 決】	可決
【案 件】	日程第 2 議案第 39 号 堺市教育委員会職員の勤務時間等に関する規則の一部改正について 日程第 2 議案第 40 号 堺市教育委員会会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則の一部改正について
日渡田教育長	次に、日程第 2 議案第 39 号 「堺市教育委員会職員の勤務時間等に関する規則の一部改正について」から議案第 40 号 「堺市教育委員会会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則の一部改正について」までの 2 件を、一括して審議することに、ご異議ございませんか。 それでは、日程第 2 議案第 39 号から議案第 40 号の計 2 件を一括して議題とします。 提案理由を説明してください。

<p>【説明】 橋本宏司教委総務課長</p>	<p>まず議案第 39 号 堺市教育委員会職員の勤務時間等に関する規則の一部改正について、ご説明申し上げます。本件は教育委員会の各所属や学校で勤務するそれぞれの職員の勤務実態を踏まえて、職員の勤務時間等について、所要の改正を行うものです。また、学校教育法施行規則の一部改正の趣旨を踏まえて、所要の改正を合わせて行うものです。</p> <p>改正の内容について説明します。</p> <p>まず、職員の勤務時間等については 5 点あります。</p> <p>1 点め、堺市チャレンジ雇用に関する内容です。堺市チャレンジ雇用とは、障害者の雇用機会の拡充等を目的にしまして、障害のある方を会計年度任用職員として任用する制度のことです。この堺市チャレンジ雇用により任用され、学校で業務に従事する者の勤務時間及び休憩時間について、総務課長が指定する時間の範囲を定めるものです。</p> <p>2 点め、みはら大地幼稚園におけます保育補助員、学校図書館職員、学校司書、各市立学校園における介助員の勤務時間について、1 日の勤務時間数の上限を定めて、それぞれ設定した時間の範囲内で、各所属の課長が職員ごとに指定する時間に改める内容となっています。</p> <p>一例をあげると、学校司書の場合には、現在、午前 8 時 30 分から午後 5 時までの範囲において、休憩時間を除き、4 時間 30 分を超えない時間で勤務していますが、この中で学校の実情に応じて勤務開始時刻並びに終了時刻を指定するという事です。今回の改正により、例えば、勤務開始時刻や勤務終了時刻というものが「午前 8 時 30 分から午後 1 時 45 分まで」、また、「午前 10 時 30 分から午後 3 時 45 分まで」というような形で対応することが可能となります。</p> <p>3 点め、外国語指導助手の勤務時間について、学校指導課長が指定する日については、現在の規定に加えて午前 8 時 20 分から午後 3 時 5 分までとする規定を加えるものです。</p> <p>4 点め、スクールソーシャルワーカーの勤務時間を午前 9 時から午後 5 時 15 分までに改めるものです。</p> <p>5 点め、青少年センター図書室に関する業務に従事する者の勤務時間について、午前 8 時 45 分から午後 5 時 15 分までの区分を新たに加えるものです。</p> <p>次に、学校教育法施行規則の一部改正の趣旨を踏まえたものとして、各市立学校における看護師の職にある者の名称を医療的ケア看護職員に、各市立学校園における介助員の職にある者の名称を特別支援教育支援員に改めるものです。施行期日は令和 4 年 4 月 1 日です。ただし、青少年センター図書室に関する業務に従事する者の勤務時間の改正規定については、公布の日から施行するものです。</p> <p>続きまして、議案第 40 号 堺市教育委員会会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則の一部改正について説明します。本件は堺市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則の一部改正を踏まえて、教育委員会が任命する会計年度任用職員の期末手当の規定について、市の他の会計年度任用職員との均衡を図るため、所要の改正を行うものです。</p> <p>改正内容ですが、会計年度任用職員の期末手当について、令和 4 年 6 月以降に支給するものの支給割合につき、現行の 100 分の 127.5 から 100 分の 122.5 に引き下げるものです。</p> <p>また、議案第 39 号と同様に、学校教育法施行規則の一部改正の趣旨を踏まえて、名称変更を行うものです。こちらは施行期日、令和 4 年 4 月 1 日となっています。</p>
<p>日渡円教育長</p>	<p>ただいま説明が終わりました。本件につきまして、ご質問、ご意見ございませんか。</p> <p>ご意見、ご質問なしと認めます。</p> <p>本件につきましては、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。ご異議なしと認めます。</p> <p>本件は、原案のとおり可決されました。</p>

【採 決】	可決
【案 件】	日程第3 議案第41号 堺市立学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則について
日渡円教育長	次に、日程第3 議案第41号 「堺市立学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則について」を議題とします。 提案理由を説明してください。
【説 明】 樋口信征教職員企画課長	国におきまして、令和2年5月に閣議決定されました「少子化社会対策大綱」では、不妊治療と仕事の両立のための職場環境整備を推進することが掲げられ、民間企業では取組を促進するための各種施策が講じられています。こうした状況を踏まえ、不妊治療を受けやすい職場環境の整備は社会全体の要請であり、公務におきましても不妊治療と仕事の両立を支援する必要性は高いと考えられます。このことから、「不妊治療のための休暇の新設」につきまして国家公務員の制度改正に不ならい、堺市立学校職員においても「不妊治療のための休暇」を新設することとし、所要の改正を行うものです。 その内容は、有給の特別休暇としまして、男女を問わず職員が不妊治療に係る通院等のため勤務しないことが相当であると認められる場合に、1年度を通じまして5日以内の期間取得できるものとするものです。また、当該通院等が体外受精、または、顕微授精に係るものである場合は、頻繁な通院を要しますことから、10日以内の期間について取得可能とします。取得単位につきましては1日または1時間とし、週勤務日数が3日未満である会計年度任用職員を除く職員を当該休暇の付与対象とします。また、その他規定の整備をあわせて行うものです。本規則は、令和4年1月1日から施行するものであります。なお、当該特別休暇の運用に当たりましては、不妊治療についての各職員の理解を深めることが必要と考えています。施行に当たりましては、管理職を含む全ての職員を対象として不妊治療への理解を促す周知を行い、不妊治療を受けやすい職場環境の醸成に努め、不妊治療を受ける職員のプライバシーを保護しつつ、当該休暇の利用を支援していきます。
日渡円教育長	説明は終わりました。 本件につきまして、ご質問、御意見はございませんか。
鈴木真由子委員	後半のご説明の中で申出をしやすい環境を整備するという言葉がありましたので、非常に力強く、頼もしく感じましたけれども、まだまだ申出をする側にとってハードルが高いという感覚があると思います。特に男性の職員の方にとっては言い出しにくいのではないかと思いますので、その点に留意しながら、研修などで管理職の理解を深めていただきたいと思います。また、例えば申出をする上でのルートを複数用意するなど、申出をしやすい環境設定を検討していただきたいと思います。
日渡円教育長	このような新しい制度は、最初の時点でどれだけ周知されるかということが重要ですから、しっかりと検討していきます。 他にございませんか。 ご意見・ご質問なしと認めます。 本件につきまして、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。 ご異議なしと認めます。 本件は、原案のとおり可決されました。
【採 決】	可決
【案 件】	日程第4 議案第42号 全国学力・学習状況調査結果の取扱いについて
日渡円教育長	次に、日程第4 議案第42号 「全国学力・学習状況調査結果の取扱いについて」を議題とします。 提案理由を説明してください。
【説 明】 渡邊耕太能力開発課長	全国学力・学習状況調査の結果の取扱い指針について、今回、指針変更について上程し、可決後はその指針に沿って対応するとともに、平成20年に制定した指針は廃止する予定をしています。

	<p>指針の変更理由としまして、2点あります。1点めは、平成20年に作成された指針から13年が経過し、調査内容などに変更点が生じていることです。2点めとして、前回の指針では結果公表の仕方に主眼を置いたものでしたが、今回は学力向上に向けた調査結果の取扱いには、本市教育委員会（以下「市教委」という）、学校管理職、担任等、立場に応じた目的や活用の仕方が大切であり、それを明確にすること、特に子ども一人ひとりを大切にしたい指導に生かすことを示すことが必要であると考えたためでございます。</p> <p>資料1は、平成20年9月18日に教育委員会にて議決した「全国学力・学習状況調査結果の取扱いに関する指針」です。現在、この指針制定から13年が経過し、調査内容などに変更点が生じております。例えば全国学力学習状況調査ですが、以前は国語A、Bなどの各教科は分けられて実施しておりましたが、現在は一つにまとめられて実施しています。</p> <p>今回、新たに提示させていただいております指針、令和3年12月16日制定と書かれた指針をご覧ください。指針には、「趣旨」と「調査結果の取扱い」を記載しました。「趣旨」には総合的な学力の育成に向け、市教委は実施する教育施策の評価改善を行い、学校は学校活動の目標や内容について、個々の子どもに応じた教育とともに、保護者、地域とともに教育を推進することを記載しました。</p> <p>「調査結果の取扱い」につきましては、市教委、学校管理職、担任等のそれぞれの役割を明確にすることが大事と考え、1で市教委、2に学校管理職、3は担任等の役割を示しました。</p> <p>続きまして、資料2をご覧ください。平成20年度の指針と、今回提示した指針との新旧対照表になっております。</p>
日渡円教育長	<p>ただいま説明が終わりました。本件につきまして、ご意見、ご質問はございませんか。</p> <p>ご意見、ご質問なしと認めます。</p> <p>本件につきまして、原案のとおり可決することに、ご異議ございませんか。</p> <p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって本件は、原案のとおり可決されました。</p>
【採決】	可決
【案件】	その他報告①「新型コロナウイルス感染症対策に対応した泊を伴う学校行事について」
日渡円教育長	<p>それでは最後に、その他報告①「新型コロナウイルス感染症対策に対応した泊を伴う学校行事について」報告をします。</p> <p>詳細は、担当課長より説明します。</p>
【説明】 山田美佐学校総務課	<p>新型コロナウイルス感染症対策に対応した泊を伴う学校行事につきまして報告をします。新型コロナウイルス感染症対策に対応した今年度の本市立学校における泊を伴う学校行事ですが、修学旅行につきましては、体調不良者が発生した場合に、安全かつ速やかに帰阪できるよう、車両を使っておおむね半日で帰阪できる場所を選定して実施しております。また、林間・臨海学校やスキー合宿など、泊を伴う学校行事につきましては実施しない、または、日帰りの校外活動とするよう学校には通知しております。</p> <p>今般、全国的に新型コロナウイルス感染症の罹患者数が減少しており、本市におきましても、現時点において罹患者数が少ないことから、令和4年度の泊を伴う学校行事につきましては、修学旅行を含め泊を伴う行事については全て実施可といたします。ただし、実施に当たりましては、体調不良者が発生した場合、安全に帰阪できるよう配慮しなければならないため、車両で移動できる場所を行き先として選定するよう、本定例会終了後に学校園に通知いたします。なお、今後の感染状況を踏まえ、この運用については、変更する場合がありますので、ご承知おきください。</p>
日渡円教育長	<p>ただいま説明が終わりました。</p> <p>本件につきまして、ご質問、ご意見はございませんか。</p>
新谷奈津子委員	移動手段として具体的にはどういった形で帰阪させるというようなことを

	<p>想定されていますか。それに伴い、費用が発生する場合、こういったことを想定されていますか。</p>
<p>山田美佐学校総務課</p>	<p>帰阪については、タクシーやレンタカー、あとは、保護者の方の自家用車が想定されます。費用につきましては、保護者の方の往復の交通費につきましては、損害賠償保険に入るなどの対応を推奨しております。保険の内容につきましては、旅行者などに事前に確認をして加入について検討するよう校長に指示しております。</p>
<p>日渡円教育長</p>	<p>よろしいでしょうか。他にございませんか。 以上で定例会に付議されました案件につきましては全て議了しました。 これをもって、令和3年第18回教育委員会を閉会します。ありがとうございました。</p>